

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した亡母（原発事故当時70歳代、申立人らが相続）について、認知症により要介護状態にあったことを考慮して、平成23年3月から平成30年3月まで月額5万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（ただし、既払金は控除。）の賠償が認められたほか、居住期間が60年以上にわたっていたことや、継続的に入通院していた病院が原発事故に伴い閉鎖されたなどの地域社会との関わり合いの事情、浪江町に帰還できずに令和2年に逝去したこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として60万円の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という。）が令和2年4月○日に死亡し、申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- (2) 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること。

2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

【損害項目】

- (1) 被相続人の日常生活阻害慰謝料増額分（中間指針第五次追補第2の4指針I）
 ① 170万円
 （期間 自 平成23年3月11日 至 平成30年3月末日）
- (2) 被相続人の生活基盤変容による精神的損害増額分（中間指針第五次追補第2の2） 60万円

3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、不可分的に230万円の支払義務があることを認める。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）

について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和8年1月28日

（仲介委員 権田 光洋）